

第11回
令和6年度

募集開始

しまね

いきいき

雇用賞
募集!!

応募
締切

令和
6年

8月16日^金

魅力ある職場づくりに取り組んでいる
企業等を募集します!

多様な人材が、やりがいを感じ、いきいきと
働き続けられる魅力ある職場づくりを推進するため、
雇用に関し優れた取組を行う企業等を島根県
知事が表彰します。
表彰された企業の取組については、広く周知を
行い、県内企業の魅力向上、職場環境の整備、
雇用の促進などにつなげます。

誰もが活躍
できる職場へ



県主催の就職支援の取組において
受賞企業を積極的にPRします。

島根県商工労働部雇用政策課 いきいき職場づくり推進係
TEL. 0852-22-5305 koyo-ikiiki@pref.shimane.lg.jp

しまね
いきいき
雇用賞

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる
島根*創生
SHIMANE SOUSEI

応募方法
裏面
です

募集概要



募集対象

他の模範や参考となる雇用に関する次の取組を行い効果を上げている企業等

- ① **新規雇用を促進する取組**
新卒者の計画採用や多様な人材（女性、高齢者、障がい者等）の雇用促進 など
- ② **やりがいを感じ誇りをもって働ける職場づくりに関する取組**
従業員の能力開発や生産性向上、チームワーク向上のための取組 など
- ③ **雇用を守る取組**
従業員の離職防止や病気・介護と仕事の両立、非正規社員のキャリアアップ等に関する取組 など

- ④ **雇用を取り巻く環境と諸課題に対する取組**
2024年問題、DXやテレワークなど情報通信技術を活用した取組 など
- ⑤ **その他の取組**
①～④に属さない、その他の雇用に関する取組
長時間労働の是正や多様な働き方の促進に関する取組 など

取組の内容が評価の対象になりますので、1つの取組で応募いただいてもかまいません。

応募要件

次の①～③をすべて満たす企業等

- ① 島根県内に本社、支社、支店、事務所等を有し、令和6年3月31日において、島根県内で事業活動を開始してから5年経過していること。
- ② 労働関係法令に関して重大な違反がなく、かつ、その他の法令上又は社会通念上表彰にふさわしくないと判断される事実がない期間が、令和6年3月31日において5年経過していること。
- ③ 過去に本表彰を受賞していないこと。
※本表彰において企業等とは、従業員を常時雇用している民間の団体（株式会社、有限会社、社会福祉法人、組合など、その設立形態は問いません。）または個人事業主。

部門

- ① 従業員20人未満の企業等の部門 ② 従業員20人以上の企業等の部門

応募締切

令和6年 **8月16日** 金

応募方法

- ① 募集案内、応募用紙を島根県雇用政策課ホームページからダウンロードしてください。
- ② 応募用紙に必要な事項を漏れなく記載してください。
取組内容がわかる資料（※A4サイズで15枚以内）を添付してください。
- ③ 作成した応募用紙及び添付書類を、下記「応募・問合せ先」まで郵送、メール、または直接持参してください。
※自薦、他薦は問いません。詳しくは、募集案内（以下「応募・問合せ先」に記載の検索ワードで検索もしくはQRコードでアクセス）をご覧ください。

表彰企業等の選考

- ① 学識経験者等からなる島根県雇用表彰委員会で応募書類等の審査を行い、表彰候補企業等を島根県知事に推薦します。
※応募書類の内容等について、別途ヒアリングをさせていただきます。
※また、応募企業等に対し、雇用に関するアンケートを実施させていただきますのでご協力をお願いします。
- ② 島根県雇用表彰委員会の推薦に基づき、島根県知事が表彰企業等を決定します。

結果通知

令和6年11月頃を予定（応募企業等に直接通知します。）

多くの応募、ご推薦を
お待ちしております！

応募・問合せ先

島根県商工労働部雇用政策課

いきいき職場づくり推進係「しまねいきいき雇用賞」担当 あて

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL.0852-22-5305 MAIL : koyo-ikiiki@pref.shimane.lg.jp

島根県 いきいき雇用賞募集

